函 保 地 令和6年(2024年)7月23日

報 道 機 関 各位

市立函館保健所地域保健課長

令和6年度献血運動推進協力団体等厚生労働大臣感謝状の 伝達式の実施について

このことについて,感謝状の伝達式を行いますので,報道・取材方よろしくお願いいたします。

記

1 伝達日時 令和6年7月30日(火) 9:30~

2 伝達式会場 総合保健センター2階 健康教育室

(函館市五稜郭町23番1号)

3 受賞団体 函館市亀田農業協同組合

4 そ の 他 表彰の趣旨および受賞団体の功績等については,

別紙のとおり

地域保健課 薬事担当:片山
TEL 0138-32-1513 FAX 0138-32-1505
hc-iyaku@city. hakodate. hokkaido. jp

#### 1 趣 旨

献血運動の推進に関し積極的に協力し、他の模範となる実績を示した会社、 事業所、地域組織、学校等(以下「団体」という。)または個人に対し、厚生労働大臣の表彰状または感謝状の贈呈を行い、もって一層の献血運動の推進に寄 与することを目的とする。

## 2 贈呈対象者の選考基準等

# (1) 厚生労働大臣表彰状

献血運動の推進に関し、次に掲げる要件のいずれかに該当し、その実績が特に優秀で、他の模範と認められる団体又は個人。

※原則,過去に献血運動に関し厚生労働大臣感謝状(厚生大臣感謝状)を受けたことのある団体又は個人。

- ・通算20年以上、献血に協力している団体
- ・献血思想普及のための広報活動等を積極的に行い、多大の功績が認められる団体又は個人。ただし、その期間が、団体については通算20年以上、個人については通算30年以上で年齢50歳以上とする。

### (2) 厚生労働大臣感謝状

献血運動の推進に関し、次に掲げる要件のいずれかに該当し、その実績が特に優秀で、他の模範と認められる団体又は個人。

- ・通算10年以上、献血に協力している団体
- ・献血思想普及のための広報活動等を積極的に行い、多大の功績が認められる団体又は個人。ただし、その期間が、団体については通算 10 年以上、個人については通算 20 年以上であること。
- ・献血受入施設の整備等に積極的に協力している団体又は個人。
- 3 令和6年度 道内被贈呈団体数
  - ・厚生労働大臣表彰状 2団体(函館市:該当なし)
  - · 厚生労働大臣感謝状 6 団体(函館市:函館市亀田農業協同組合)

### 4 被表彰者の献血運動に関する功績内容

(1) 函館市亀田農業協同組合

令和2年 北海道社会貢献賞(献血推進功労者)受賞

※40年以上に渡り、年2回定期的に献血を実施し、常に安定した協力が得られており、その功績は多大である。